

半田市企業再投資促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に長年立地する事業者の工場等の新增設等の再投資に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、企業等の流出防止及び雇用の維持・拡大を図り、もって地域経済の振興と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう

(2) 工場等 製造業等の用に供する施設及び産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設のうち、次に掲げる分野のものをいう。

ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）

イ 航空宇宙関連分野

ウ 環境・新エネルギー関連分野

エ 健康長寿関連分野

オ 情報通信関連分野

カ ロボット関連分野

キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東尾張地域の集積業種の分野

ク その他市長が認める分野

(3) 新設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。

ア 新たに土地（既存の工場等の敷地に隣接していない土地をいう。）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む。）し、工場等を建設すること。
(新規立地)

イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む。）に新たな工場等を建設すること。（新設）

(4) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。

- ア　自ら所有又は賃借する既存の工場等を増築すること。（増設）
- イ　自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。（設備一新）

(5) 事業所　単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人、機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所単位をいう。

(6) 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(7) 固定資産取得費用　地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用（消費税相当額を除く。）をいう。

(8) 常用雇用者　工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく解雇の预告を必要とする者をいう。

(9) 一企業グループ　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に規定する連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条　この要綱による補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場等の新增設等をする中小企業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア　20年以上工場等が市内に立地し、かつ25人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、補助金交付期間中、25人以上の常用雇用者数を維持すること。
 - イ　当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。
 - ウ　愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。
 - エ　過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。
 - オ　半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 工場等の新增設等をする事業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア　20年以上工場等が市内に立地し、かつ100人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、補助金交付期間中、100人以上の常用雇用者数を維持すること。
 - イ　当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。
 - ウ　愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。

(補助金の交付対象者)

エ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

オ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象とする経費)

第4条 補助の対象とする経費は、当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用とする。

ただし、消費税相当額を除く。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助率及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率及び額とする。

(1) 第3条第1号に該当する者 補助対象経費の10%以内の額。ただし、10億円を限度とする。

(2) 第3条第2号に該当する者 補助対象経費の5%以内の額。ただし、5億円を限度とする。

2 前項の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 過去にこの補助金の対象となった工場等がある一企業グループ内の事業所の敷地内に当該一企業グループ内の企業（自社も含む。）が工場等の新增設をする場合の補助金の総額は、当該一企業グループで10億円を限度とする。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

(認定の申請及び決定)

第6条 補助金の認定を受けようとする者は、半田市企業再投資促進補助事業認定申請書（様式第1）に市長が定める必要な書類を添えて、工場等の新增設等に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、半田市企業再投資促進補助事業認定可否決定通知書（様式第2）により、前項の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第2項の規定による認定にあたって特に必要があると認めるときは、当該認定

に必要な条件を付することができる。

(操業開始の期日等)

第7条 立地企業及び新增設企業は第6条の規定による半田市企業再投資促進補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

(届出の義務)

第8条 第6条の規定による認定の決定通知を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に定める場合には、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 工場等の新增設等に係る工事に着手したとき 工事着手届（様式第3）
- (2) 工場等の新增設等に係る工事が完了したとき 工事完了届（様式第4）
- (3) 新増設等した工場等が操業を開始したとき 操業開始届（様式第5）
- (4) 認定を受けた内容に変更があったとき 変更届（様式第6）
- (5) 補助事業に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止するとき 操業（休止・廃止）届（様式第7）

(地位の承継)

第9条 合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて半田市起業再投資促進補助事業認定承継申請書（様式第8）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。
- (2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付の決定がなされるまでの間に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 補助事業が愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に採択されなかったとき。
- (6) 法令若しくはこの要綱の規定又は第6条の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。

- (7) 著しく信用を失墜するなど市との信頼関係を損なう行為を行ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(交付の申請等)

第11条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、新增設等をした工場等の操業を開始した日から1年以内（これにより難い場合にあっては、市長が認める日まで）に、半田市企業再投資促進補助金交付申請書（様式第9）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について補助金の交付の可否を決定したときは、半田市企業再投資促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第10）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による交付にあたって、特に必要があると認めるときは、当該交付に必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第12条 認定事業者は、当該決定通知書を受け取った後、半田市企業再投資促進補助金交付請求書（様式第11）を市長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付は、補助金額が5億円を超える場合は3年間、2億円を超える場合は2年間にそれぞれ分割して交付することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第10条第4号から第7号までの規定に該当するとき。
- (2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等を著しく縮小し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、半田市企業再投資促進補助金返還命令書（様式第12）により通知するものとする。

2 前項の命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

(加算金及び遅延利息)

第15条 補助金の全部又は一部を返還させる決定を受けた認定事業者は、当該決定に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還額を控除した額)につき、年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金の全部又は一部を返還させる決定を受けた認定事業者が、納付期限までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた認定事業者は、補助事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定を受けようとする補助対象者又は認定事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該工場等への立入調査をさせることができる。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 補助金の交付を受けようとする補助対象者が、平成25年4月1日から同年5月31日の間に工事に着手する場合における第6条第1項の適用については、「工場等の新增設等に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに、」とあるのは「平成25年4月30日までに、」とする。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。